

知的財産法エキスパートへの道（第56回）

牛鳴坂法律事務所 弁護士 木村 耕太郎

特許権の間接侵害（2）

1 「その物の生産にのみ用いる物」および「その方法の使用にのみ用いる物」の意義（続）

「その物の生産にのみ用いる物」（特許法101条1号）の意義に関する著名な事件として、東京地裁昭和56年2月25日判決【交換レンズ事件一審】¹がある。被告は一眼レフカメラ用交換レンズの専門メーカーであり、本件の被告交換レンズは特許発明にかかる一眼レフカメラに装着したときにはじめて特許発明の予定する機能（TTL開放測光方式）を発揮するが、他の一眼レフカメラに装着して、そのような機能を有しない（測光機能を有しないか、測光機能を有してもTTLではなく外光測光方式であるか、TTL測光方式であっても開放測光ではなく絞込測光方式となる）交換レンズとして使用することもできるという事案で、一審の東京地裁は、商業的、経済的に実用性のある用途が他にもあることになるから「のみ」の要件を満たさないとして、間接侵害の成立を否定した。

「しかして、仮に、本件発明の対象が、一眼レフレックスカメラ本体のみではなく、自動プリセット絞の可能な交換レンズとこれに対応する特定の構成を有するカメラ本体とから成る一眼レフレックスカメラ全体であり、本件ミノルタカメラ及び本件キヤノンカメラが本件発明の技術的範囲に属するものであって、かつ、被告製品…を本件ミノルタカメラ又は本件キヤノンカメラのカメラ本体に装着することが本件ミノルタカメラ又は本件キヤノンカメラの『生産』に該当するとしても、被告製品は、本件ミノルタカメラ又は本件キヤノンカメラの生産に『のみ』使用する物（特許法第一〇一条第一号）とはいえないから、被告製品を製造、販売することは、本件特許権のいわゆる間接侵害を構成しないとの被告の主張に鑑み、被告製品が本件発明に係るカメラの生産に『のみ』使用する物といえるか否かの点について判断する。」

「右規定にいう特許発明に係る『物の生産にのみ使用する物』の意義は、右規定の適用範囲が不当に広くなならないよう、厳格に解釈すべきものといわなければならない。

してみれば、対象物件が特許発明に係る物の生産に使用する以外の用途を有するときは、右規定の適用のないことも当然であるが、一方、およそあらゆる物について特定の用途以外の用途に使用される抽象的ないしは試験的な可能性が存しないとはいい難く、かかる可能性さえあれば右規定の適用がないということになれば、右規定が設けられた趣旨が没却され

1 無体裁集13巻1号139頁・判例時報1007号72頁。